

# 札幌市立太平中学校 生徒会会則

## 第1章 名称

第1条 本会は札幌市立太平中学校生徒会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は自主的な活動を通して、お互いに理解を深め、規律正しく協力しあって明るく楽しい学校生活を送るとともに、将来よき社会人となる基礎をつくることを目的とする。

## 第3章 活動

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、先生方の助言を得ながら次の活動を行う。

1. 文化、生活、保体、図書、放送、編集等の校内及び校外生活に関する活動。
2. その他目的を達成するための諸活動。

## 第4章 会員

第4条 本会は札幌市立太平中学校在籍生徒全員を会員とする。

第5条 会員は本会の目的をよく理解し、全員協力しあって生徒会活動に参加すると共に本会の議決を実行する義務をもつ。

## 第5章 役員及び委員

第6条 本会は、次の役員ならびに委員をおく。

(役員)	会 長	1名	
	副会長	2名	
	書記長	1名	
	会計長	1名	計5名
(常任委員長)	生 活	1名	
	文 化	1名	
	保 体	1名	
	図 書	1名	
	編 集	1名	
(外局長)	放 送	1名	計6名
(学級委員)			
	学級代表		男女各1名
	正副議長		各1名
	常任委員 生活・文化・保体		男女各1名
	図書・編集		各1名
	選挙管理委員		1名
(全協・総会議長団)			

議長団(議長1名、副議長1名)は、会長が委嘱することができる。

第7条 役員・常任委員長・外局長は、それぞれの役職に立候補した者の中から、全会員の直接選挙により選出する。

第8条 役員・常任委員長・外局長の任期は後期認証式からの1年とする。学級委員の任期は前後期制とする。ただし、編集常任委員と外局員の任期は4月からの1年とする。また、選挙管理委員は前期のみ設置する。

第9条 役員に欠員が生じ、生徒会運営に支障をきたすような場合は第7条を適用する。

第10条 役員として不適当と認められた場合は会員の過半数の署名により役員改選を学校長に要求することができる。

第11条 役員、委員などの任務は次のとおりとする。

会長 本会を代表とし、生徒会運営の仕事を取りまとめる。

副会長 会長を助け、会長不在の時は、その職を代行する。

書記長 正副会長を助け、会の運営の実務に当たり、特に記録及び資料の整備に当たる。

会計長 生徒会の会計一般の任務に当たる。

常任委員長 その属するところの常任委員会を運営し、委員・常局長会及び全校協議会に出席する。

常任委員 その属するところの一員として常任委員会に参加し、正副委員長に協力して生徒会及び学級の向上発展につくす。

外局長 その属するところの外局を運営し、常任委員長会及び全校協議会に出席する。

外局員 その属する外局の一員として外局会に参加し、正副外局長に協力して生徒会及び学級の向上発展につくす。

学級代表 学級を代表し、全校協議会に出席し、学級の意見を反映し、学級活動の中心となる。

学級議長・副議長 学級会の議事を遂行しまとめる。

## 第6章 組織

第12条 本会は民主的に活動を運ぶために次の会を設け、第2条の目的の達成を図る。

集会名	活動	出席者	会期
生徒総会	1.年間の活動基本方針の審議、決定。 2.本会の会則、予算の審議、決定。 3.決算の承認。 4.その他総会が必要と認めたことからの審議。	全会員	1期1回以上(会長が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上の要求により臨時総会を開く)
生徒会役員会	1.生徒会行事及び活動の原案作成を行う。 2.生徒会活動について企画運営する。	生徒会役員 5名	随時
全校協議会	1.各常任委員会、各学級、生徒会役員会、外局から出されたことについて協議し決定する。	各学級代表2名、 各常任委員長、外局長、生徒会役員、全協議長団	月1回を原則とする。

常局会	1. 原案の整理、委員会の活動報告。 2. 各委員会の活動調整を行う。	各常任委員長、外 局長生徒会役員 全協議長	月1回を原則とする。
常任委員会	1. 全校協議会に提出する原案について協議し作成する。 2. 生徒会役員会、各常任委員会、各学級等から出されたことについて協議し、企画運営する。	常任委員	月1回を原則とする。
外局会	上に同じ	外局員	月1回を原則とする。
学年協議会	1. 学年ごとの行事を企画運営する。	学級代表を原則とする。	随時
議長団会議	1. 全校協議会から出された議案を協議する。 2. 議事要領の研究を行う。	学級議長	随時
学級会	1. 各常任委員会から提出されたことを協議する。 2. 全校協議会から提出されたことを協議する。 3. 全校協議会に提出する議案を作成する。 4. 各学級の諸問題について協議、決定し、実行する。	各学級	随時

第13条 前条にある常任委員会、外局は次のように分かれ、その任務を次のように行う。

1. 生活常任委員会

学校全体の生活を楽しく明るくするために、きまりに関すること、および災害防止など、生活に関する仕事を協議し実行する。

2. 文化常任委員会

校内の学習環境を整え、校内装飾美化、文化的催しに関することなど文化関係の仕事を協議し実行する。

3. 保体常任委員会

校舎内の保険衛生及び体育的諸活動に関する仕事を協議し実行する。

4. 図書常任委員会

学校図書館の運営に参加し、図書の管理、利用を指導し、その他図書一般についての仕事を協議し実行する。

5. 編集常任委員会

生徒会新聞・生徒会誌等、編集に関する仕事を協議し実行する。

6. 放送局

放送に関する仕事を協議し実行する。

**第7章 会計**

第14条 会費は年額2000円とし、10か月に分割納入するものとする。

第15条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第8章 補則

第16条 本会の会則改正は、全校協議会の3分の2以上と生徒総会の過半数の承認によらなければならない。

第17条 本会則は昭和54年4月16日から実施する。

## 太平中学校選挙細則

### 第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会は、各学級から選出された1名の選挙管理委員会によって構成する。

第2条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の仕事を担当する。

第3条 立候補予定者及びその責任者は、選挙管理委員を兼ねることはできない。

第4条 選挙管理委員会では委員長及び副委員長1名を選出する。

第5条 選挙管理委員会には、生徒会役員から2名の連絡員が参加する。

第6条 選挙管理委員会は原則として投票日の3週間前に選挙告示を行い2週間前から1週間立候補受付を行う。

### 第2章 選挙権

第7条 選挙権は、本校生徒会会員が有する。ただし選挙に関する諸活動を故意に妨害した者は、その選挙の選挙権を失う。

### 第3章 被選挙権

第8条 被選挙権は、下記の条件を満たした本校生徒会会員が有する。

○立候補には保護者と担任の先生の承認を必要とする。

○本校生徒会会員から1名の推薦責任者を必要とする。

第9条 立候補者及びその責任者が選挙運動に違反した場合は、被選挙権を失うと共に他の責任者になることもできない。

### 第4章 選挙運動

第10条 選挙運動は、選挙管理委員会の指示により投票日までの実質1週間に行う。

第11条 選挙運動は、選挙管理委員会の規定に基づくポスター、選挙管理委員会指定の教室巡回、放送演説会及び立会演説会によって行う。

第12条 立会演説会及び放送演説会の企画・運営は選挙管理委員会が行う。

### 第5章 投票

第13条 投票は選挙管理委員と担任の立会の上、選挙管理委員会の指示に従って行う。

第14条 上記の事項に反した投票及び選挙管理委員会指定の記入法と異なる投票は無効とする。

### 第6章 補則

第15条 立候補者が定員数を超える場合の選挙については、上位定員数の者を当選とする。

第16条 副会長のポストで過半数を超えるものが3人以上の場合、上位2名を当選とする。

第17条 立候補者が1名の場合は信任投票を行い、全有効投票総数の過半数を超えた者を当

選とする。

第 18 条 開票の結果は、選挙管理委員会が公示する。

第 19 条 立候補者が不在の役職ポストがある場合は、受付期間を1週間延長し、投票も1週間延期する。

第 20 条 立候補受付期間を1週間延長しても立候補者が出ない場合、全校協議会において数名推薦し選挙を行う。

第 21 条 信任投票を行い不信任となった場合、同じ者がもう一度立候補してもよい。

第 22 条 本選挙細則の改正は、全校協議会の議決によって行う。

## 太平中学校生徒会議事細則

第 1 章から第3章までの目的、活動内容、出席者については、全生徒会会則参照のこと。

### 第 1 章 生徒総会

1. 本会は、会員の 3 分の2以上の出席をもって成立する。
2. 全協議長団が、総会議長団を務める。
3. 発言権は、議長団を除く全会員が有する。
4. 議決権は、一般会員（議長団、役員会、常任委員長、外局長を除く）が有する。また、採決は、過半数の賛成を得て決定し、賛否同数の場合は、議長の 1 票により決定する。
5. 動議は、原則として、議長団を通らなければならない。

### 第2章 全校協議会

1. 本会は、学級代表の3分の2以上、及び生徒会役員、常任委員長、外局長の 3 分の2以上の出席をもって、成立する。
2. 代理は、顧問(担任)の先生の了解を得て議長に申し出る。
3. 議題は、前日までに全協議長団に提出する。
4. 発言権は、全協議長団を除く全校協議会に出席した全会員が有する。
5. 議決権は、学級代表が全員有する。また、採決は、過半数の賛成を得て決定し、賛否同数の場合は、議長の 1 票により決定する。
6. 動議は、生徒総会に準ずる。
7. 傍聴者は、生徒会役員会の許可を得ること。ただし、傍聴者は、発言権、議決権を一切持たない。

### 第 3 章 常任委員会

1. 本会は、全会員の 3 分の2以上の出席をもって成立する。
2. 特別の事情があって出席できない場合、担任の先生の許可を得て、代理を出席させることができる。この場合、常任委員長に申し出る。
3. 発言権は、常任委員会に出席した全委員が有する。
4. 議決権は、全委員が有する。また、採決は出席者の過半数の 7 賛成を得て決定し、賛否同数の場合は、常任委員長判断とする。